

釧路司法書士会報

Vol.128

2018

September

9

月号



平成30年度第81回日司連定時総会報告

日司連会員研修規則の一部改正についてほか

発行所／釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会

128号目次

CONTENTS

- 3** 平成30年度第81回日司連定時総会報告
釧路司法書士会 会長 野村 一 仁
- 4** 思い付くまま！
釧路公証人合同役場 公証人 田村 一 善
- 5** 「12単位以上取得しなければならない」研修規則改正
釧路司法書士会 研修委員長 佐藤 正 樹
- 6** 平成30年度定時総会の舞台裏
北網支部 中島 雅 嘉
- 7** 第51回釧路司法書士会定時総会
- 8** 新入会員挨拶
十勝支部 中田 裕 一
- 8** 新入会員挨拶
釧根支部 長谷川 博 一
- 9** 写真で見るイベント
- 10** 釧路司法書士会 会員の動き
- 11** 釧路司法書士会 業務日誌
- 13** 退職にあたり
事務局 渡部 真由美
- 14** 編集後記

《表紙の写真》

知床五湖



平成30年度第81回日司連定時総会報告

釧路司法書士会 会長 野村 一 仁

標記の総会が下記日程で開催され、この会議に酒井勝己代議員(釧路会十勝支部)と共に出席して来ましたので以下ご報告します。

日 程 平成30年 6月20日 (水)
午後12時30分～午後 5時00分
平成30年 6月21日 (木)
午前 9時30分～午後 3時30分
場 所 東京 渋谷ヒカリエ
ヒカリエホール

会場の席順はブロックごとに決められており、北海道ブロックは、昨年は最後方でしたが、今回は最前列でした。

12時30分に開会宣言がなされ、司法書士倫理朗読・会長挨拶・法務大臣表彰・来賓祝辞と続きました。

来賓方が退場された後、会議が始まり議長選出後、北海道ブロックからは旭川会の阿部一喜代議員が議事運営委員として選出されました。

1日目は報告第1号「平成29年度事業報告の件」報告案件から始まり議案第1号「平成29年度一般会計収支予決算報告承認の件」から議案26号「平成31年度地域司法拡充基金特別会計収支暫定予算決定の件」までと、議案第27号「日司連会長等の選任方法についてすべての司法書士による直接選挙制度の導入について具体的な検討を開始する決議」承認の件、修正動議第1号「議案第10号 日司連会員研修規則の一部改正承認の件」を修正す

る動議、議案28号「日本司法書士連合会は、男女共同参画推進室(仮称)を設置する件」承認の件の質疑及び質疑に対する答弁があり1日目が終了しました。

その後、18時30分から「司法書士制度推進の集い」をホテルニューオオタニ「芙蓉東中の間」で行なわれ酒井代議員と共に出席して来ました。この集いには、司法書士制度推進議員連盟のメンバーである衆議院・参議院の先生方がお見えになり祝辞を述べていました。

2日目は9時10分から9時30分の間に受付、9時30分からは前日に引き続き議案に対する質疑及び質疑に対する答弁が行われました。

午後から討論・採決に入り、執行部提案の議案第1号から26号まで可決承認されました。

組織員提案として、議案第27号「日司連会長等の選任方法についてすべての司法書士による直接選挙制度の導入について具体的な検討を開始する決議」承認の件は否決、修正動議第1号「議案第10号 日司連会員研修規則の一部改正承認の件」を修正する動議は否決、議案28号「日本司法書士連合会は、男女共同参画推進室(仮称)を設置する件」は可決されました。

15時30分議案のすべてを審議し終了しました。

以上報告します。



思い付くまま！

釧路公証人合同役場 公証人 田村 一 善

釧路司法書士会会員の皆様、ご無沙汰しております。5月に網走市で開催された定時総会以来の参上です。その節には、遅くまでお付き合いいただきありがとうございました。

また、日頃から公証役場の業務運営に対し、ご理解とご協力を賜り、本誌面を借りまして心から御礼を申し上げます。

さて、貴会とのお付き合いも長くなり、10年経過しました。思い起こせば、小生が当役場に就任した平成20年5月、円滑な業務を進める上で、司法書士さんとのお付き合いがとても大事であると考え、貴会事務局の方に「会長様ほか役員の皆様に就任の挨拶をさせていただきたい。」との申し入れをしたところ、「近々、理事会が予定されているので、その時に来ていただくと皆さんとお会いできますよ。」との返事をいただき、役員の皆様との名刺交換をさせていただくことができました。

その直後、当時会長で在られた中村圭佐先生が当役場にこられたとき、「5月下旬の土曜日、釧路東急インにて定時総会が開催され、会員の大多数が出席されるので来られてはどうですか。」との温かいお誘いをいただき、後先を考えず厚かましく出席させていただいた次第です。以来、毎年お声をかけていただき、ズルズルと続けさせていただいて、あつと言う間の10年間です。

これは、手前味噌ですが、全国に公証役場が約300ヶ所、公証人は約500名が存しますが、単位会司法書士会の定時総会と、さらに釧路支部の総会に出席のお許しをいただいている、さらに自身の管轄外の司法書士さんを含め会員のほぼ全員の皆様と面識を有しているのは、全国広しと言えども小生のみでないかと自負しているところです（ちょっと言い過ぎですかね?）。お陰様でこのような良好・円満な関係により、相互に上下なしでフラン

クな話しができることにより、依頼者様に対する迅速・かつ良質な法的環境の提供に資すること、加えて当役場の運営にも非常にプラスに働いていると感謝していますし、今後とも大事にしたいと思っています。本当にありがとうございます。

次に、折角の機会でありますので、少し公証事務の現状について記させていただきます。

まず、相次いで成立した重要法律の改正についてであります。新設された保証人の保証意思の確認手続の公正証書作成を含め、債権法の改正部分の全箇所が、さらに、相続法関係でも改正部分のすべてが、あと、成年年齢の引き下げが直接公証業務に関わる場所です。特に、相続法改正における自筆証書遺言の方式緩和と保管制度の新設が、公正証書遺言に与える影響が大きく危惧される場所です。

また、定款認証を含む電子公証の分野においても、法人設立手続きの迅速化、定款認証時の株式会社の不正使用防止のための公証人の活用策などがあります。

現在、公私を含め改正内容の理解のための研修会・講習会などが矢継ぎ早に開催されているところですが、これらの問題は、そっくり会員の皆様にも直接関連することと思料します。

最後になりますが、取り留めのないことをる書き連ねてしまいましたが、動きが早急で先の見えない部分も多々ありますが、逡巡している余裕もありませんので、引き続き会員の皆様と情報交換・連絡を密に図りつつ、お知恵もお借りしながら、残り僅かとなった小生に与えられた役割を果たしたいと考えております。

今後ともどうぞ忌憚のないご意見をお寄せいただくとともに、よろしくお付き合いください。



「12単位以上取得しなければならない」研修規則改正

釧路司法書士会 研修委員長 佐藤正樹

本稿は、第81回日司連定時総会（平成30年6月20日・21日）において、「議案第9号 研修に関する連合会則の一部変更承認件」、「議案第10号 日司連会員研修規則の一部改正承認件」が可決成立したことに伴い、会報編集委員より、原稿依頼を受けて寄稿するものです。本文中、意見にわたる部分については、筆者の私見であるので予めお断りいたします。

第1 連合会会則の一部変更

1 改正の概要

改正前の連合会会則第68条は、『連合会は、次に掲げる研修を行う。(1)会員研修、(2)新人研修、(3)特別研修』と規定するだけで、研修の趣旨や目的の定めがなかった。改正は、各研修を定義付け、趣旨や目的を明らかにしようとするためである。

(注1：特別研修については、司法書士法第3条第3項で実施目的が規定されている。)

2 改正の理由

提案理由の要旨は概ね次のとおり。連合会には、司法書士法第25条及び日本司法書士会連合会会則第68条の趣旨を実現するため、会員の資質の向上を図るための必要な研修を実施する義務があり、会則に定める研修はかかる趣旨と内容の研修でなければならないことになる。これは、司法書士会会員に限らず、将来会員となるべき登録前の新人を対象とする新人研修についても同様である。よって、連合会が実施する研修の趣旨等を明確にするため本条を改正する。

3 効力発生日

効力発生日は、平成30年6月22日となり、既に変更されたということである。

第2 日司連会員研修規則の一部改正

1 改正の概要

改正前の規則は全8条であるが、改正後は全15条となる。司法書士会員の資質向上及び職業

倫理を保持するための研修受講義務の最低基準を示すために単位制研修及び年次制研修に関する具体的規定が定められた。

新設される主な条項は、第3条研修の実施方式、第6条取得すべき単位数、第10条単位付与の対象となる研修、第11条単位の分類、第12条取得すべき単位の分類などである。

2 改正の理由

本議案の提案理由は紙幅の都合もあり株主資料の全文の載せられないが、連合会は、「司法書士が真のリーガルプロフェッションとして国民の期待と信頼にこたえるためには、高度な実務能力と高い倫理観の維持向上を志向する職能団体でなくてはならない。」という。

その「制度的担保として倫理研修にも配慮した研修制度を充実させることとし、改めて研修受講の義務を明確なものとして司法書士が自主的に更なる資質の向上を目指すことを内外に発信」し、さらに「今後の司法書士制度の発展を期すこととする」ためということだろう。

3 効力発生日

この改正は、平成31年4月1日から効力を生ずる。

第3 今後の本会における研修の取組み

1 改正の周知

まずは、改正の趣旨、理由も含め、改正後の会則、規則を知ってもらうことが大切だと思う。この会報がお手元に届く前には、改正にかかる総会資料が届いているものと思うので、是非とも確認していただきたい。

2 今後について

今後については、次の3点がポイントとなるのではないだろうか。

(1) 会員全員が最低基準をクリアできるような研修計画をどう立てるか

新研修規則では、研修受講義務の最低基準が

新設され、1実施年度に12単位以上取得しなければならない(§6)。そのうち8単位以上は連合会、ブロック会又は司法書士会が実施する研修によるものとされた(§12)。さらにその8単位のうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならない(§12)とされた。

(2) 集合研修以外の研修方式をどう実施するか

新研修規則では、研修の実施方式が新設された(§3)。「集合研修」「視聴通信研修」「課題通信研修」の3種である。「課題通信研修」は当会でも検討したことがあるが、残念ながら

実施にまでは至らなかった。当会の事情を考えると、集合研修だけに頼ることはできないのは明かである。

(3) 研修内容の充実

改正にかかわらず研修内容の充実は当然のことである。倫理研修2単位以上も含め、研修内容の充実が最大の課題であることに変わりはない。

3 最後に

月報司法書士8月号の89頁以下に日司連総会のレポートが掲載されている。ご意見ご要望など何なりとお寄せください。



平成30年度定時総会の舞台裏

北網支部 中島 雅 嘉

こんにちは。

今年の釧路司法書士会定時総会は、5月下旬、網走市内の網走セントラルホテルにて開催されました。あれから時は流れ、今は夏。いや、この原稿が掲載される頃は秋でしょうか。今さらながら、今年の定時総会を振り返ってみます。私の記憶する限りで。

とは言っても、今年の定時総会では特に議論が白熱することもなく、比較的穏やかに議事は進行していきました。特筆すべきことと言えば…そう、強いていえば、新入会の方達が大勢いらっしゃったことでしょうか。新入会の5名の方達にはステージ前にてご挨拶をいただきました。

だんだん思い出してきました。定時総会は滞りなく閉会したものの、問題はその後の懇親会でした。あまり思い出したくない記憶です。

定時総会開催の1ヶ月ほど前、私は懇親会担当に任命されました。私は軽い気持ちで引き受けました。なぜ引き受けてしまったのか…。

いつの間にか、懇親会では余興としてビンゴゲームをすることに決まりました。よく事

情を知らないのですが、昨年あたりから何らかのゲームをするようになったようです。各所の了解を得ながら、私はビンゴゲームの準備を進めました。

自分でやってみて、初めてわかることは多いものですね。賞品は宙から湧き出るものではなく、自分で手配しないとイケない。あと、ビンゴカードやらビンゴゲームのアプリやら。

上位の当選者の方達にはカニを賞品として送りました。カニは前もって買っておくわけにもいかないの、賞品となるカニの画をプロジェクタ(投影装置)でスクリーンに映し出し、予め作成しておいた賞品目録を当選者の方達に渡しました。そう、このプロジェクタの準備が想定外に大変だったのです。

スクリーンにはビンゴの数字も映すことにしていたので、プロジェクタの準備は必須でした。ところが、これが全く動かないじゃないですか。どどどどうということ? VGAケーブルって何なの? 懇親会開始3分を前に、スクリーンも私の頭も真っ白でした。どうしよう…

しかし、よくわからないうちに、奇跡的にプ

ロジクタは動き出し、まあ一応不具合なく、ビンゴゲームを終えることができました。私の司会進行には難点は多々あったものの、参加者の皆様にはそこそこ楽しんでいただけたかなと思います。

なお、今回、3位以下の皆様には、網走及び網走周辺地域の名産品をお渡ししました。写真を貼っておきますね。

とにもかくにも終わりました。終わってしまえば良い思い出です。

それでは、来年の懇親会担当者様が今年よりさらに充実した余興を企画していただけますよう、期待とプレッシャーをかけて、文章の締め括りといたします。お読みいただきありがとうございました。

第51回釧路司法書士会定時総会



平成 30 年 5 月 26 日
会場 網走セントラルホテル



新入会員挨拶

十勝支部 中 田 裕 一

私は、昨年まで、帯広市の消防士として勤務していました。司法書士を目指したきっかけは、公務員としての法律知識を増やすため行政書士や司法書士の勉強を始めたところにあります。当初は、合格しても辞めるつもりはなかったのですが、仕事以外の時間をすべて勉強に費やしているうちに、今まで胸に秘めていた独立心が目覚め「合格したらすぐ辞めて独立する」と決意するようになり、昨年、現実化することになりました。

司法書士試験の勉強を始めてから、よく飲んでた酒も飲まなくなり、めっきり街に出ることもなくなりました。今は、もともと仕事好きなので休みの日も仕事。時間が空けば趣味の読書をしております。以前は、フットサル、テニス、スノーボードをやっていたスポーツマンだったのですが、近年は全くやれていなく体力の衰えを痛感しております。

前職を辞めてから約1年が経ちますが、公

務員として働いていた時とは公私にわたり生活が大きく変化しました。

公務員時代は、いつも決まりきったメンバーと会う日々でしたが、司法書士として独立後は様々な職種や立場の人と毎日会えることが楽しく、また今まで触れたことのない知識・情報が日々刻々と増えていき、公務員時代には決して味わうことができなかった「経験」となり、刺激的な毎日を過ごしています。

40歳を前にして公務員を辞めるということは、私の人生において非常に勇気がいる決断でした。ですから、司法書士となった今後も、何事も恐れず、常に「新しいことに挑戦する」という好奇心を持ち続け、仕事に取り組みたいと思います。

諸先輩には、様々な場面でご迷惑をおかけするかと存じますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



新入会員挨拶

釧路支部 長谷川 博 一

釧路司法書士会に再入会させていただきました長谷川博一と申します。どうぞ宜しくお願いします。

私は、平成14年8月から平成28年6月まで中標津町で開業していましたが、このたび縁あって標茶町にて業務を行うこととなりました。

た。

少しでも地域のお役に立てればという思いで日々業務を行っています。

釧路司法書士会会員の皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

写真で見るイベント



司法書士の日無料相談会 北網支部
(平成30年8月3日(金) 会場：北見市民会館)



釧路司法書士会 会員の動き

平成30年7月31日現在

***入 会**



● ^はせがわ ^{ひろ} ^{いち} **長谷川 博 一 様 (釧根支部)**
 登録年月日 平成30年4月19日
 登録番号 釧路 第244号
 事務所住所 (7月移転後)
 〒088-2311
 川上郡標茶町開運2丁目35番地
 電話番号 (015) 485-2107
 FAX番号 (015) 485-2108



● ^{かい} ^だ ^{まさ} ^{ひろ} **海 田 政 弘 様 (北網支部)**
 登録年月日 平成30年5月23日
 登録番号 釧路 第245号
 事務所住所 〒093-0005
 網走市南5条東4丁目6番地
 電話番号 (0152) 43-3877
 FAX番号 (0152) 43-3826

***退 会**

● **大 平 明 夫 様 (釧根支部)**
 退会年月日 平成30年6月29日
 登録番号 釧路 第233号

● **金 倉 孝 志 様 (釧根支部)**
 退会年月日 平成30年6月30日
 登録番号 釧路 第119号

● **須 藤 和 典 様 (北網支部)**
 退会年月日 平成30年7月31日
 登録番号 釧路 第238号

***登録事項変更**

● **西 山 育 彦 様 (釧根支部)**
 平成30年7月26日届
 事務所住所 〒085-0805
 釧路市桜ヶ岡3丁目4番19号
 電話番号 (0154) 64-9209
 FAX番号 (016) 630-1300

●保田正明様 (十勝支部)

平成30年8月1日届
 やすだ司法書士事務所
 事務所住所 〒080-0801
 帯広市東1条南11丁目5番地3 メゾン11-203号
 電話番号 (0155) 67-1223
 FAX番号 (0155) 66-5459

●窪田篤弘様 (北網支部→十勝支部)

平成30年8月6日届
 事務所住所 〒080-0018
 帯広市東8条南39丁目1番21号
 電話番号 (0155) 29-4000
 FAX番号 (0155) 29-1070

釧路司法書士会 業務日誌

(H30.4 ~ H30.9)

4月

April

- | | | |
|---------------|---------------------|--------------------------|
| 6日(金) | 登録面接 (長谷川博一氏) | 於：事務局 |
| 9日(月) | 補助者申請 [真貝事務所:田尾光弘殿] | |
| 10日(火) | 監査 | 於：事務局 |
| 12日(木)・13日(金) | 平成30年度第1回会長会 | 於：日司連ホール |
| 15日(日) | 理事・支部長合同会議 | 於：事務局 |
| 21日(土) | 北海道ブロック司法書士協議会理事会 | 於：札幌司法書士会館
(ブロック理事3名) |
| 24日(火) | 空き家対策打合せ | 於：浜中町役場 (菅原 亮理事) |

5月

May

- | | | |
|--------|---------------------|-------------------------|
| 1日(火) | 福祉医療機構事務処理 | 於：事務局 |
| 10日(木) | Web会議 (会長・副会長・在釧理事) | 於：事務局 |
| 14日(月) | 登録面接 (海田政弘氏) | 於：事務局 |
| 18日(金) | 釧路土地家屋調査士会定時総会 | 於：ホテルグランテラス帯広
(野村会長) |
| 26日(土) | 釧路司法書士定時総会 | 於：網走セントラルホテル |

6月

June

- 2日(土) 北海道ブロック司法書士協議会・総会 於：旭川アートホテル
(ブロック理事他1名)
- 19日(火) 補助者申請〔海田事務所：河原田眞殿 山内祐美子殿〕
- 20日(水)・21日(木) 第81回日本司法書士会連合会定時総会 於：渋谷ヒカリエホール
(野村会長・酒井代議員)
- 23日(土) 理事・支部長合同会議 於：事務局
- 29日(金) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局

7月

July

- 2日(月) 福祉医療機構事務処理 於：事務局
- 14日(土) ブロック新人研修実行委員会 於：札幌司法書士会館 (酒井理事)
会報編集委員会 於：事務局
- 21日(土) 第1回 業務研修会「簡裁民事事件ゼミナール」 於：とち館

8月

August

- 15日(月)～17日(金) 事務局お盆休み
- 18日(土) 北海道ブロック司法書士協議会理事会 於：札幌司法書士会館
(ブロック理事3名)
- 23日(木) 補助者申請〔神津事務所：石田 恵殿 西倉由佳殿〕
- 29日(水) Web会議 (会長・副会長・理事) 於：事務局

9月

September

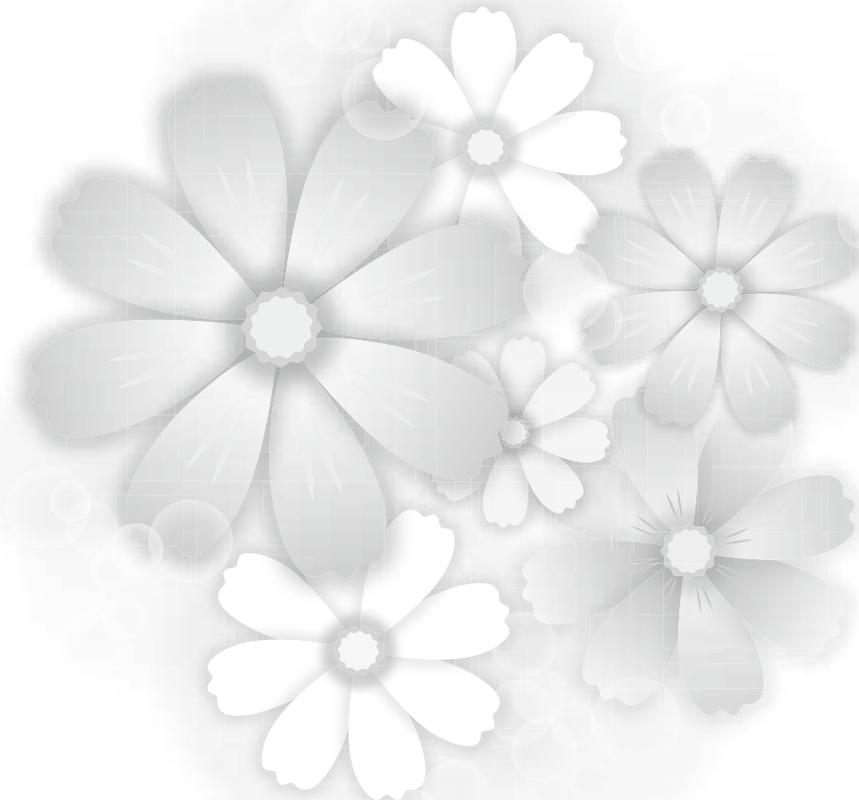
- 1日(土) 第2回業務研修会「民法 (相続関係) 改正」 於：阿寒「まりむ館」
- 8日(土) 平成30年「年次制 (DVD) 研修」 於：釧路ラスティングホテル



退職にあたり

事務局 渡 部 真由美

このたび、7月31日をもって退職することになりました。
10年間勤めさせていただき、ありがとうございます。
また、皆様にご挨拶できる機会を与えていただき感謝しております。
とてもお世話になりました。



編集後記

今年5月に行われた釧路司法書士会総会に出席させていただきました。本年度は、網走市内にある網走セントラルホテルでの開催でした。諸先輩の先生方や新入会員の先生方ともお話しさせていただき、有意義な時間を過ごせました。新入会員の先生の中で、筑波まで足を運んでの研修を経験してみたかったとの話がありました（前期日程に関しては、受講者が自宅や事務所のパソコンやモバイル端末から受講できるインターネット配信による「eラーニング研修」になったようです）。自身は、いわゆる筑波研修最後の年に参加させていただきました。規模の大きさにも驚きましたが、女性の受講者の姿が多かったことが印象のひとつでした。釧路の司法書士受験会場は総数50名弱、女性の姿など2～3名程度。受験時の男女比率を考えるとやはり女性の方が優秀なのだろうか…とそのときはそのぐらいにしか感じませんでした。が、今年になって、某医科大学の入試は女子一律減点の報道。理由は女性の離職率の高さなどがあるようだが、同条件の入試を実施した場合、女性の合格者の割合が高くなるとの報道もありました。これからは、女性は優秀であることを認めた上での男性定員・女性定員を設ける業界が世の中に出てくるのではなかろうかと考えさせられてしまいました。

北網支部 森田 拓巳